

大綱の中身を整理すること、
七、臨時委員会を設けること、

党憲改正案 祝

第一章

第一條 本党は日本大衆党と改し本部を東京に置く

第二條 本党は党の綱領政策宣言、決議、実況を固ること以て目的とす

第三條 本党は党の綱領に背出し規約を遵守する個人を以て排除す

第二章 機関

第一節 党大会

第四條 党大会は党の最高機関にして代議員、中央委員、中央執行委員、機関、全

計並に、中央執行委員、書記長、本報書記を以て組織す

第五條 党大会は毎年一回中央執行委員二名を召集す

第六條 党大会の議長及副議長は大会に於て選出す

第七條 党大会の代議員は支那聯合会より選出するものとす

第八條 党大会の決議は、
第九條 党大会の決議は、
第十條 党大会の決議は、

第十一條 党大会は付議すべき議案は、中央執行委員より提出するものとす

第十二條 党大会は中央執行委員一名、書記長一名、会計並に若干名、中央委員若干名

を選出するものとす

第十三條 党大会は機関を推薦することを得

第十四條 党大会は機関を推薦することを得

第十五條 党大会は機関を推薦することを得

第十六條 党大会は機関を推薦することを得

第十七條 党大会は機関を推薦することを得

第十八條 党大会は機関を推薦することを得

第十九條 党大会は機関を推薦することを得

第二十條 党大会は機関を推薦することを得